

災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

1. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

4. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

5. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の收容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6. 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	_____	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	_____	90/100

7. 災害救助基金について

(1) 積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額500万円)を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準 (同法施行令)

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること (令第1条第1項第1号、令別表第1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること (令第1条第1項第2号、令別表第2・第3)

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	25世帯
30,000人以上	30,000人未満	30世帯
50,000人以上	50,000人未満	40世帯
100,000人以上	100,000人未満	50世帯
300,000人以上	300,000人未満	75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること (令第1条第1項第3号前段、令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

- ※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする
- ※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること (令第1条第1項第3号後段)

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準省令第1条)

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき (令第1条第1項第4号)

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準省令第2条第1号)
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準省令第2条第2号)

2. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

平成12年厚生省告示第144号より

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設備費 100人 1日当たり 31,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,498,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,498,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,020円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
					冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
		半壊 床上浸水			夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
冬	9,200		12,200	17,400	20,600	25,900	3,400				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の2割引以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 531,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童及び中学校 生徒(盲学校、ろう学校 及び養護学校の小学部 児童及び中学部生徒も 含む。)	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 189,000円以内 小人(12歳未満) 151,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四圍の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する 処理(埋葬を除く。)を する。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 一時 保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検察は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 141,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,900円以内 薬剤師 12,300円以内 保健師、助産師、看護師 11,800円以内 土木技術、建築技術者 17,800円以内 大工、左官、とび職 21,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法等の一部改正について

1 災害救助法の一部改正の概要

(1) 都道府県知事の事務の一部委任

改正前の法第30条においては、機関委任事務を前提とした、都道府県知事の市町村長に対する包括的な事務の委任権限を前提に、都道府県知事はその規則に基づき、救助の実施に関する事務の一部を事前に包括的に市町村に委任してきた。

これに対し、地方分権一括法の施行後においては、このような仕組みは認められない。このため、法第30条を改正して、都道府県において迅速かつ適切な救助が実現できないと認められる場合においては、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村長に実施させることができることとした。

なお、地方分権一括法による改正後の地方自治法第252条の17の2第1項の規定によれば、都道府県がその管理に属する事務を市町村が処理する場合には条例の定めを要することとされているが、法に基づく救助の事務を市町村が実施する必要がある場合においては、迅速な手続きが必要である。そこで、改正後の法第30条第1項の規定においては、改正後の地方自治法の特則として、条例の定めを要することなく都道府県が救助に関する事務を市町村が処理することができることとしている。

(2) 市町村長による救助の補助

従前、法施行令第8条に定められていた市町村による救助の補助に係る事務について、法律上（第30条第2項）に規定した。

(3) 応援命令の規定の見直し

国と地方公共団体の間に対等の関係を構築するという地方分権一括法の趣旨を踏まえ、法第31条の救助の実施に必要な場合における主任大臣による他の都道府県知事に対する応援の「命令」に係る規定を、応援の実施についての「指示」に係る規定に改めた。

(4) 法定受託事務の明示

地方分権一括法による地方公共団体の事務区分の整理に伴い、法第32条の2の規定を設け、法定受託事務である事務を明示することとした。

2 災害救助法施行令の一部改正の概要

(1) 法の適用基準の見直し

従来、都道府県知事が法を適用するに当たって、必要に応じ厚生大臣に対する協議を求めてきたところであるが、国の地方公共団体に対する関与を縮減するという分権一括法の趣旨に従い、今後は厚生大臣に対する協議を求めないこととした。

このため、令第1条第1項第3号及び第4号を改正し、法の適用基準となる事項を厚生省令で定めることとした。

(2) 法による救助の程度、方法及び期間（以下「程度等」という。）並びに実費弁償の基準に関する規定の見直し

国の地方公共団体に対する関与を縮減するという分権一括法の趣旨に従い、改正前の令第9条の2に規定する救助の程度等及び第11条に規定する実費弁償に関して必要な事項を都道府県知事が定めるに当たり、厚生大臣の承認を要しないものとする事とした。

このため、令第9条の2を改正し、厚生大臣があらかじめ基準を定め、都道府県知事は救助の程度等をこれに従って定めることとし、同条を第9条第1項とした。

ただし、同条第2項において、厚生大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難と認められる場合には、都道府県知事が厚生大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等を定めることができることとした。

また、令第11条を改正し、厚生大臣が実費弁償についてあらかじめ基準を定め、都道府県知事は実費弁償に関して必要な事項をこれに従って定めることとした。

(3) 都道府県知事の事務の一部委任の手続

改正後の法第30条第1項の規定により、都道府県が救助の実施に関する事務の一部を市町村が処理することとする場合には、整備政令による改正後の令第23条第1項の規定において、市町村が処理することとする事務の内容及び市町村が当該事務を処理することとなる期間を市町村に通知することとし、この場合においては、市町村は当該事務を実施しなければならないこととした。

また、同条第2項の規定において、物資や土地の収用等に係る事務を市町村が処理することとする場合には、都道府県は、この旨を公示することとした。

(4) 法定受託事務の明示

施行令に規定する法定受託事務である事務を明示することとした。

○災害救助法(抄)

(昭和二十二年十月十八日)
法律第百十八号

最近改正

平成二十二年五月三十一日法律第九九号
災害救助法をここに公布する。

災害救助法

第一章 総則

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び國民の協力の下に、應急的に、必要な救助を行い、災害にかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(昭三七法一〇九・一部改正)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

(昭三七法一〇九・金改)

第三条から第二十一条まで 削除

(昭三七法一〇九)

第二章 救助

第二十二条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに勞務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(昭三七法一〇九・一部改正)

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

一 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四 医療及び助産

五 災害にかつた者の救出

六 災害にかつた住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

② 救助は、都道府県知事が必要があると認められた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③ 救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(昭二八法二六六・平二法二六〇・一部改正)

第二十三条の二 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号

二に掲げる機関のうち合議制のものである場合に於ては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。)は、防災業務計画(同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

② 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

③ 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(昭三七法一〇九・追加、平二法二六〇・一部改正)

第二十三条の三 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するたため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理

者に通知しなければならない。

④ 当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(昭三七法一〇九・追加)

第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を實施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に關する業務に従事させることができる。

② 地方運輸局長(海運監理部長を含む。)は、都道府県知事が第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を實施するため、必要があると認めるときは、輸送関係者を救助に關する業務に従事させることができる。

③ 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

④ 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

⑤ 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(昭二四法一五七・昭三七法一〇九・昭五五法八五・昭五九法三五・平二法八七・平二法一六〇・一部改正)

第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に關する業務に協力させることができる。

第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第

三十一條の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

② 第二十三條の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(昭三七法一〇九・平一法八七・平一法一六〇・一部改正)

第二十七條 前條第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

② 都道府県知事は、前條第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

④ 当該吏員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十八條 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十條第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の

一部を行う市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に關し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二條第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和十八年法律第九十六号)第三條第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(昭二八法一六六・金改、昭三七法一〇九・昭五九法八七・平一法八七・平一法一六〇・一部改正)

第二十九條 第二十四條又は第二十五條の規定により、救助に關する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

第三十條 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に關する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

② 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(平一法八七・金改)

第三十一條 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示すること

ができる。

(平一法八七・平一法二六〇・一部改正)

第三十一條の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

② 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五條の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

(昭三七法一〇九・追加)

第三十二條 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第三十二條の二 第二條、第二十三條第二項、第二十四條第一項及び第二項、同條第四項において準用する第二十三條の二第二項、第二十四條第五項、第二十五條、第二十六條第一項、同條第二項において準用する第二十三條の二第二項及び第三項、第二十七條第一項から第三項まで、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項並びに第三十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

② 第三十條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一法八七・追加)

第三章 費用

第三十三條 第二十三條の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な

費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

② 第二十四條第五項の規定による実費弁償及び第二十九條の規定による扶助金の支給で、第二十四條第一項の規定による従事命令又は第二十五條の規定による協力命令によつて救助に關する業務に従事し、又は協力した者に係るものによる費用は、その従事命令又は協力命令を發した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四條第二項の規定による従事命令によつて救助に關する業務に従事した者に係るものによる費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

③ 第二十六條第二項の規定により準用する第二十三條の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

(昭二四法一六八・昭二八法一六六・昭三七法一〇九・一部改正)

第三十四條 都道府県は、当該都道府県知事が第三十二條の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(昭二四法一六八・一部改正)

第三十五條 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

(昭二四法一六八・一部改正)

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条

の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
 - 二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
 - 三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十
- （昭三十七法二〇九・金改）
- 第三十七条 都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。

（昭二四法二六八・一部改正）

第三十八条 災害救助基金の各年度における

最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならぬ。

（昭二八法一六六・一部改正）

② 前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

第三十九条 災害救助基金から生ずる収入

は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。

（昭二四法二六八・一部改正）

第四十条 第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

（昭二四法二六八・一部改正）

第四十一条 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
 - 二 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入
 - 三 第二十三条第一項に規定する給与品物の事前購入
- （昭二六法二〇二・平二法九九・一部改正）
- 第四十二条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができ。

（昭二八法一六六・昭三七法二〇九・一部改正）

第四十三条 災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられていて都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を越える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができ。

（昭二八法一六六・昭三七法二〇九・一部改正）

第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

（昭二四法二六八・平二法八七・一部改正）

（昭二四法二六八・平二法八七・一部改正）

用は、災害救助基金から、これを支出することができ。

○災害救助法施行令（抄）

（昭和二十二年十月三十日）
政令第二百二十五号

最近改正

平成十四年一月一七日政令第四号

災害救助法施行令をここに公布する。

災害救助法施行令

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に及びそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したことをいふこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に及びそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に及びそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したことをいふこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に及びそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したことをいふことであつて、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別困難とする。

別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

② 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

（昭三七改二八九・全改、平一政三九三・平一政三〇九・一部改正）
 第二条から第七条まで 削除
 （昭三七改二八九）

第八条 法第二十三条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（昭三四改三五六・追加、平一政三九三・旧第九条繰上）

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

② 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び

期間を定めることのできる。

（昭三四改二五六・旧第九条繰下、平一政三九三・旧第九条の二繰上・一部改正、平一政三〇九・一部改正）

第十条 法第二十四条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師又は看護師
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送事業者及びその従業者
- 十 港湾運送事業者及びその従業者

（平一政三九三・一部改正）

第十一条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償に關して必要な事項は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

（平一政三九三・平一政三〇九・一部改正）

第十二条 法第二十六条第一項の規定により管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

（昭三七改二八九・一部改正）

第二十三条 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により救助の実施に關するその権限に屬する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

② 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に關するその権限に屬する事務（法第二十四条から第二十七条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

③ 法第三十条第一項の規定により救助の実施に關するその権限に屬する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

（平一政三九三・追加）

第二十四条 第九条、第十一条、第十四条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一政三九三・追加）

別表第一 前三七改二八九・追加

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人以上未滿	三〇
一五、〇〇〇人以上未滿	四〇
二五、〇〇〇人以上未滿	五〇
三〇、〇〇〇人以上未滿	六〇
五〇、〇〇〇人以上未滿	八〇
一〇〇、〇〇〇人以上未滿	一〇〇
三〇〇、〇〇〇人以上未滿	一五〇

別表第二 前三七改二八九・追加

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人以上未滿	三〇
一五、〇〇〇人以上未滿	四〇
二五、〇〇〇人以上未滿	五〇
三〇、〇〇〇人以上未滿	六〇
五〇、〇〇〇人以上未滿	八〇
一〇〇、〇〇〇人以上未滿	一〇〇
三〇〇、〇〇〇人以上未滿	一五〇

別表第三 前三七改二八九・追加

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	一、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	一、五〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	二、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	二、五〇〇

別表第四 前三七改二八九・追加

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	五、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	七、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	九、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上未滿	一二、〇〇〇